

第5回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午後3時00分～4時00分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齋藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今より、第5回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第5回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番松島章倫委員、同じく9番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年11月10日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから5ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩致します。</p> <p>休憩前に引き続き、議事を行います。</p>

会長（横山）	次に2番について事務局より説明願います。
事務局（國府田）	番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、6ページから9ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	<p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成委員は7名、反対委員は2名）</p> <p>挙手多数、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>次に議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年11月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、10ページから13ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
10番（小林）	10番小林です。11月7日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字道陸神地内、案内図は資料10ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は国道122号線、向地交差点から東に50メートルくらいのところに位置しており、現状は雑木などの木が生えている状況です。市街化近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたし

10番（小林）	ます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、14ページから17ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番（齊藤）	<p>5番齊藤です。11月7日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。申請地は公共施設至近距離区域内農地の第3種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p>

会長（横山）	次に3番について事務局より説明をお願いします。
事務局（國府田）	番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、18ページから21ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
2番（島田）	2番島田です。11月7日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料18ページ、付近状況図は19ページを参照してください。申請地は公共施設至近距離区域内農地の第3種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に議事日程第3、報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から9番について、事務局より一括して報告願います。</p>
事務局（國府田）	<p>報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年11月10日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号3番につきまして、内容については議案書記載の</p>

事務局(國府田)	<p>通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号5番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号6番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号7番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号8番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。次に番号9番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(横山)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第5回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和5年11月10日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>松島 章倫</u></p> <p>委員 <u>中村 政五郎</u></p>